

接種を受ける前に必ずお読みください

高齢者インフルエンザ予防接種のご案内（説明書）

1 インフルエンザ予防接種について

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザHAワクチンを接種します。

（1）対象者

ア **浜松市内**に住民登録がある接種日当日 65歳以上の人

イ **浜松市内**に住民登録がある接種日当日 60歳以上 65歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能低下により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある人及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能低下により日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある人（身体障害者手帳 1 級程度）

（2）実施期間

10月1日～翌年1月31日

※このワクチンの効果が持続するのは、接種後 2 週間から 5 ヶ月程度とされています。例年インフルエンザが流行する 1 月～3 月頃に効果が維持できるよう、12 月中旬までに接種されることをお勧めします。

（3）自己負担額

1,600 円（※次のア・イに該当する人は無料となります。）

ア 生活保護受給世帯に属する人、中国残留邦人（自己負担無しの接種券を送付しています。）

イ 市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）に属する人（世帯全員が市民税非課税であることがわかる書類を医療機関に提示すると無料で受けられます。または、接種前に申請すれば自己負担無しの接種券を発行します。お近くの健康づくりセンターまでお問い合わせ下さい。）

（4）接種回数

公費での接種は、上記実施期間中に 1 回のみ（2 回目を接種した場合は、公費助成はありません。）

2 インフルエンザの予防

この予防接種は、インフルエンザ発病後の重症化防止が目的です。感染を完全に阻止するものではありません。

また、感染予防のためには、人混みを避け、常日ごろから十分な栄養や休息をとることも大事です。外出時のマスクや帰宅時の手洗い・うがいは、感染予防の基本です。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常 2～3 日のうちに治ります。また、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどが見られることもありますが、通常 2～3 日のうちに治ります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。

4 インフルエンザ予防接種を受ける前に

インフルエンザの予防接種について、説明書などをよく読んで副反応などについてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師等に相談しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受ける本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(1) 予防接種を受けることができない人

- ア 37.5℃以上の熱のある人
- イ 重篤な急性疾患にかかっている人
- ウ 予防接種の接種液の成分（インフルエンザワクチンや卵など）によってアナフィラキシー症状（アレルギー反応）を呈したことが明らかな人
- エ その他、医師が接種不適当な状態にあると判断した人

(2) 予防接種を受けるのに注意が必要な人

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患がある人
- イ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ウ 過去に免疫不全の診断がされている人及び、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- エ 過去にインフルエンザ予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- オ 間質性肺炎、気管支ぜんそくなどの呼吸器系疾患がある人
- カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギー反応を起こすおそれのある人

(3) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ア インフルエンザワクチン接種後24時間は有害事象（健康状態の変化）の出現に注意し、様子をみましょう。特に、接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意しましょう。
- イ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ウ 激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

5 その他

(1) 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況などにより接種をしなかった場合などにおいては、その後インフルエンザにかかり重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

(2) 副反応などが起こった場合

予防接種の後、副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、血圧低下、高熱などが現れたりしたときは、接種した医師（医療機関）の診察を受けてください。

(3) 予防接種健康被害救済制度について

厚生労働大臣が、予防接種による健康被害と認めた場合は、予防接種法による健康被害救済制度が適用され、健康被害に対する給付が行われます。

※給付申請のご相談は、感染症対策課（連絡先：053-453-6108）へご連絡ください。